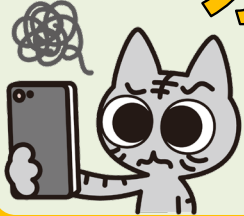


身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

## オンラインゲームでの

## 高額課金に注意!



相談事例

突然クレジットカードが利用できなくなったため、カード会社に問い合わせたところ、子どもがスマートフォンからオンラインゲームに課金し、利用限度額に達していたことがわかった。

アドバイス



○ゲームの課金について家族で話し合い、ルールを決めましょう。

○保護者のアカウントで、ゲームにログインさせないようにしましょう。

○ペアレンタルコントロール※を利用して、子どものスマートフォン使用などを管理しましょう。

※ 利用時間の制限、子どもにとって不適切なサイトや動画の閲覧制限、アプリのダウンロード制限といったことを、保護者の端末で設定できる機能

- ◆オンラインゲームは夢中になりやすく、お金を使っているという認識が子ども自身にない場合もあります。あらかじめ利用についての約束事を決めることや、見守りをする必要があります。
- ◆保護者のアカウントやクレジットカードの管理が不十分であった事例も見受けられます。
  - ・保護者のスマートフォンを、子どもに使わせていた。
  - ・クレジットカード決済完了のメール連絡を見落とししていた。
- ◆未成年者が保護者の承諾なく課金をした場合、契約の取消しが可能な場合があります。
- ◆事業者との契約でトラブルが生じたときは、住所地の消費生活センター等に相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は  
消費者ホットライン

☎局番なし 188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター  
公式LINE  
のご案内はこちら



消費者問題に  
詳しい弁護士に  
聞きました！

# 成年年齢引下げ！もうけ話に注意！！

－「情報商材」に関する被害が若者で増加傾向－

## ◆成年年齢が引き下げられました！

2022年4月1日から成年年齢が満20歳から満18歳に引き下げられました。同日に、満18歳、満19歳の方は成年となり、同月2日以降18歳を迎える方が順次成年となっていきます。

満18歳以上の人は、親の同意がなくても、契約が一人ですることができるようになりました。このことは、未成年者が親の同意なく契約した場合、その契約を取り消せるとした未成年者取消権が、満18歳になると行使できなくなることを意味しています。



## ◆「情報商材」に関する被害が若者で増加傾向

令和4年版消費者白書によると、インターネット通販等で副業・投資やギャンブル等で大金を稼げるというマニュアル等を販売する「情報商材」に関する被害が若者（10代後半から20代）で増加傾向にあります。

SNS広告から副業サイトに入り、情報商材を購入したが、サポート料金をさらに払うよう求められたり、若者が「購入するお金がない。」と言っても、業者から「利益ですぐに返済できる。」などと言われて、借金やクレジット契約を強引に結ばせたりする事案の報告もあるようです。また、業者ではなく、大学の先輩から勧められて、価値のない情報商材を購入して多額の借金をする若者もいるようです。

このような様々なもうけ話に勧誘される「サイドビジネス商法」に関する消費生活相談は、若者の相談件数が全体の相談件数の約半数を占めている状況です。

成年年齢が引き下げられたため、満18歳になった人がこのようなトラブルに巻き込まれても、未成年者取消権を行使できず、原則として契約は有効となり、場合によっては多額の借金をかかえてしまうことになります。



## ◆安易なもうけ話には注意！！

このような被害が若者に多いことを認識していただき、安易なもうけ話には注意してください。

もし不安に思ったり、トラブルに巻き込まれた時は消費生活センター、または弁護士に相談してください。

- ・値上がり確定
- ・必ず儲かる
- ・損失を取り戻す



この情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会とのSDGs推進協定の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成しました。「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

消費生活センターに相談したい方は・・・

弁護士に相談したい方は・・・

消費者ホットライン（身近な消費生活相談窓口につながります）  
局番なし188

神奈川県弁護士会 消費者被害相談  
予約受付：045-211-7700

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-3506